

## 令和5年度第10回総会（月例）議事録

日 時	令和6年1月29日（月） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （18名）	上入來 幸一（会長） 仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員） 有村 伊智博 池田 晃 岩元 節朗 上四元 正昭 園山 一則 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 福永 大悟 穂満 和廣 堀之内 薫 本多 剛 横峯 明人
欠席委員 （1名）	枇榔 稔
事務局	事務局長 種村 主 幹 新村 支局主任 濱畑、陣ヶ尾、村田、溝川、山崎、小山田、児之原 専門員 内村、高山、吉満、渡邊 主 査 帖地、安樂、上崎 主 任 宮元 主 任 矢崎、米倉、西、平川
農政総務課	主 査 神崎
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農地利用変更届出に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件
報告事項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 7 地域計画に係る意見書の提出について

<p>議 長</p>	<p>開 会 (午前10時)</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和5年度第10回総会を開催いたします。</p> <p>まず、事務局より連絡事項があります。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>資料の修正をお願いいたします。</p> <p>議案書表紙、報告事項2「国土利用計画法による届出土地に関する調書について」、件数が1件となっているところを2件に訂正をお願いいたします。</p> <p>続いて、議題4「非農地認定に関する件」、議案書14ページの申請番号17番になりますが、表の中央の下の欄、「田1筆84㎡、他2筆791㎡」となっている箇所を、「田3筆、875㎡」に訂正をお願いいたします。</p> <p>最後に、別冊資料3の表紙、「令和5年度第9回総会」を「令和5年度第10回総会」に訂正をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、枇榔委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、有村委員、穂満委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせします。</p> <p>議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>

議 題	
<b>議題1. 農地法第3条許可申請に関する件</b> <b>1 ページ～4 ページ 14件</b>	
議 長	<p>それでは、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。  まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。  番号1号、申請事由：相手要望、規模拡大、権利の種別：所有権移転、売買。  番号2号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。  番号3号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、15番委員お願いします。</p>
15番委員	<p>ご報告します。  番号4号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。  この件について、補足説明いたします。  譲受人は、現在の経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝う等して、  40年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。  番号5号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。  番号6号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。  この件について、補足説明いたします。  譲受人は、現在の経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝う等して、  5年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、11番委員お願いします。</p>
11番委員	<p>ご報告します。  番号7号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。  番号8号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、1番委員お願いします。</p>
1番委員	<p>ご報告します。  番号9号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、17番委員お願いします。</p>

17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号11号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、郡山、10番委員お願いします。</p>
10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号14号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」14件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件</b></p> <p><b>5ページ 1件</b></p>	
議長	<p>次に、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、谷山、14番委員お願いします。</p>

1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟115.10㎡、庭敷地等448.90㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…学校用地、西…他人畑、南…里道、北…宅地、境界…ブロック積、土留、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件に関しましては、補足して説明します。</p> <p>申請地に一般住宅を建築するためには、セットバックをする必要があり、有効面積は535.83㎡となることから、今回の転用許可はやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>なお、申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を令和5年に基礎工事をしてきたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>代理人を通じて、転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題3. 農地法第5条許可申請に関する件</b></p> <p><b>6ページ～9ページ 11件</b></p>	
議 長	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>6ページ、番号1号につきましては、議長自ら申請人となっている案件でございます。</p> <p>それでは、この案件につきましては、議事進行を会長代理にお願いすることといたします。</p> <p>(議長と会長代理は席を交代)</p>

会 長 代 理	<p>それでは、議事を進行いたします。</p> <p>番号1号は、「議事参与の制限」になります。</p> <p>従いまして、議長におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>議長におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(議長離席後)</p> <p>それでは、谷山、14番委員をお願いします。</p>
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：事務所1棟327.49㎡、駐車場175.00㎡、庭敷地等522.56㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…宅地、西…水路、南…渡人田、北…市道、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
会 長 代 理	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5号案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「2番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、2番委員どうぞ。</p>
2 番 委 員	<p>この案件は、事務所、駐車場、庭敷地等となっていますが、事務所ではどういう業務が行なわれるのかを教えてください。</p>
谷 山 支 局	<p>今回の申請の事務所ですが、約半分程度が、労災、貯金等の通常の店舗部分で、あとはコミュニティ的な部分になっております。</p>
2 番 委 員	<p>通常農協の業務というのは、信用とか購買とかいうのがありますが、この事務所ではそういうことはやらない、一般的な農協業務はやらないということですか。</p>
1 4 番 委 員	<p>これは、中山と山田の店舗が統廃合になって新たにできるということです。山田の店舗を廃止して、中山と統合して農協の業務をするということになっております。</p>

2 番 委 員	わかりました。
会 長 代 理	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」番号1号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、議長におかれましては、ご着席をお願いし、再び議事進行をお願いいたします。</p> <p>(議長、会長代理それぞれの席に着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、用途・施設：住家1棟111.79㎡、庭敷地等253.87㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…宅地、西…他人畑、南…原野、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、贈与。</p> <p>この件に関しましては、補足して説明します。</p> <p>譲渡人は農地所有適格法人ではありませんが、令和5年12月に農地法を介さずに時効取得で申請地を取得したものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、資材置場200.00㎡、転回場等478.00㎡、東…私道、西・北…他人畑、南…山林、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、住家1棟145.10㎡、庭敷地等284.90㎡、東…他人畑、西・北…渡人畑、南…市道、他人畑、宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…公共下水道、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、11番委員お願いします。

1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、資材置場260.00㎡、転回場等406.00㎡、東…市道、西…原野、南…墓地、北…市道、宅地、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、有料老人ホーム1棟156.51㎡、駐車場62.50㎡、通路等153.60㎡、東…市道、西…山林、南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、駐車場216.25㎡、転回場等276.75㎡、東・西・北…宅地、南…市道、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、グループホーム1棟756.66㎡、グラウンド1,845.00㎡、駐車場739.00㎡、転回場等5,753.34㎡、東…里道、西…渡人畑、他人畑、南…私道、北…宅地、原野、境界…ブロック積、雨水…河川放流、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、事務局から補足して説明します。</p>
吉 田 支 局	<p>この件につきまして、補足して説明します。(図面掲示)</p> <p>申請地は、吉田支所から南西へ約3.4kmに位置する第2種農地のその他の農地です。</p> <p>申請人は、市内で障害児入所施設等を経営している社会福祉法人で、申請地3筆(この図で黄色く塗られた部分)と隣接する原野、雑種地(青く塗られた部分)と一体利用した総面積9,094㎡を、グループホーム、グラウンド、駐車場2か所、転回場等として転用するものです。</p> <p>申請地は都市計画区域外にあり、計画面積が10,000㎡未満のため都市計画法第29条の開発許可は必要ないこと、土地の切土・盛土も宅造許可が必要ない開発であることを鹿児島市土地利用調整課に確認済みです。</p> <p>なお、雨水排水につきましては、隣接地にある申請人所有の放課後デイサービス施設等の既存側溝と接続して流末の河川へ放流する計画となっています。</p> <p>申請人は、隣接地に施設を所有・運営していることから転用は確実と思われるため、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところです。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議 長	次に、喜入、1番委員お願いします。
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、資材置場250.00㎡、駐車場100.00㎡、転回場等638.00㎡、東…他人畑、西…宅地、南…市道、北…水路、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、駐車場62.50㎡、転回場等82.50㎡、東…宅地、通路、西…他人田、南…雑種地、北…他人畑、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、共同住宅1棟321.60㎡、駐車場287.25㎡、転回場等449.62㎡、東・西…宅地、南・北…市道、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」10件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、転用面積が3,000㎡を超える番号8号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題4. 非農地認定に関する件</b></p> <p><b>10ページ～14ページ 17件</b></p>	
議長	<p>次に、議題4「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、吉野、15番委員お願いします。</p>

1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号3号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号4号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号5号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号6号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号7号、調査結果：住家1棟、66年経過、現況宅地。</p> <p>番号8号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号9号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号10号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、桜島、5番委員お願いします。
5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、1番委員お願いします。
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、調査結果：通路として45年経過、現況道路。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、17番委員お願いします。
1 7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号15号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号16号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、17番委員お願いします。

17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号17号、調査結果：735-2、740-1：唐竹・ゴキ竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。740-3：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4「非農地認定に関する件」17件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p><b>議題5．農地利用変更届出に関する件</b></p> <p><b>15ページ 1件</b></p>	
議長	<p>次に、議題5「農地利用変更届出に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑として利便性を高める。工事開始日：令和6年3月1日、工事終了日：令和6年4月30日、周囲の状況：東・西・南…宅地、北…宅地、雑種地、境界…ブロック積、高さ…0.8m、作物…野菜、甘しょ、搬入土…黒土、シラス。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5「農地利用変更届出に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<p><b>議題6．農用地利用集積計画に関する件</b></p> <p><b>16ページ～35ページ 33件</b></p>	
議長	<p>次に、議題6「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>資料の16ページをご覧ください。</p> <p>「議案第6号」、令和6年1月31日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、ご説明申し上げます。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃貸借権22件、36筆、40,458.00㎡。使用貸借権11件、15筆、12,182.00㎡。合計33件、51筆、52,590.00㎡です。</p> <p>議案書の17ページから34ページは、農用地利用集積計画の内容、うち、35ページは、配分計画を含む内容です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p><b>議題7. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件</b> <b>別冊資料2 1件</b></p>	
議長	<p>次に、議題7「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>それでは、喜入、1番委員お願いします。</p>
1番委員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入町瀬々串町下地区にあり、喜入支所から北西へ約5.0kmに位置し、東側は他人畑、西側は市道、南側は他人畑、里道、北側は渡人畑に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部に接していないものの、住宅と連たんしており、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。</p> <p>以上です。</p>

議	<p data-bbox="363 161 395 192">長</p> <p data-bbox="450 161 1407 232">ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p data-bbox="466 286 772 318">〔「異議なし」の声あり〕</p> <p data-bbox="421 371 1490 488">それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p data-bbox="450 542 906 613">議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>
---	---

報 告 事 項	
<b>1. 法務局から照会のあった農地等の現況について</b> <b>36ページ 1件</b>	
議 長	報告事項1 「法務局から照会のあった農地等の現況について」 それでは、吉田、11番委員お願いします。
11番委員	報告します。36ページです。 照会日：令和5年12月26日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和6年1月9日 鹿児島地方法務局へ報告済。
<b>2. 国土利用計画法による届出土地に関する調書について</b> <b>37ページ～38ページ 2件</b>	
議 長	次に、報告事項2 「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 それでは、吉野、事務局お願いします。

吉野支局	<p>この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。  37ページをお開きください。</p> <p>今回の届出の面積は2,248.00㎡で、市街化区域で2,000㎡以上になるため、国土利用計画法による届出が必要になり、12月11日に提出されました。</p> <p>申請地が農地であったことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。</p> <p>表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在6筆は記載のとおりであり、地目別面積は(畑)1,605.00㎡、転用目的は資材置場です。</p> <p>次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は、市街化区域内にある農地です。次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域と、農用地区域には、該当しません。</p> <p>「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地は市街化区域内にある農地ですので、転用の際は農地法第5条転用届出が必要ですが、既に提出済みです。」と土地利用調整課へ12月21日に回答したところです。</p> <p>次に、38ページをお開きください。</p> <p>今回の届出の面積は2,711.31㎡で、市街化区域で2,000㎡以上になるため、国土利用計画法による届出が必要になり、12月6日に提出されました。</p> <p>申請地が農地であったことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。</p> <p>表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在6筆は記載のとおりであり、地目別面積は(畑)2,374.00㎡、転用目的は宅地造成です。</p> <p>次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は、市街化区域内にある農地です。次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域と、農用地区域には、該当しません。</p> <p>「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地は市街化区域内にある農地ですので、転用の際は、農地法第5条転用届出が必要です。」と土地利用調整課へ12月26日に回答したところです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p><b>3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</b>  39ページ～41ページ 14件</p>	
<p><b>4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</b>  42ページ～48ページ 16件</p>	
<p><b>5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について</b>  49ページ～50ページ 4件</p>	
議 長	<p>次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」  報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」  報告事項5「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」  それでは、事務局の報告をお願いします。</p>

事 務 局	<p>39ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告」の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は14件です。</p> <p>登記地目別では、田20筆、11,917.00㎡、畑35筆、28,771.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が14件。権利の種別は、所有権が14件。農業委員会によるあっせん等は、無が14件となっております。</p> <p>40ページから41ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>次に、42ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項4「農地法第4条・第5条届出専決に関する報告」の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、多い順に一般住宅が2件、共同住宅、駐車場が各1件、合計4件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が7件、駐車場が3件、店舗等、その他が各1件、合計12件となっております。</p> <p>43ページから44ページは、4条関係4件、45ページから48ページは、5条関係12件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>次に、49ページから50ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。</p> <p>吉田地区で2件、喜入地区で1件、郡山地区で1件、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p><b>6. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について</b> 別冊資料3 95件</p>	
<p><b>7. 地域計画に係る意見書の提出について</b> 別冊資料4</p>	
議 長	<p>次に、報告事項6「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」別冊資料3、</p> <p>報告事項7「地域計画に係る意見書の提出について」別冊資料4、</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>

事 務 局	<p>報告事項6「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。</p> <p>別冊資料3をご覧ください。</p> <p>先月の地区推進協議会等で計95筆の非農地判断を実施して頂いております。実施結果に基づきまして、関係部署及び備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>報告事項7「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。</p> <p>こちらにつきましては、先月12月の総会で審議していただき、文言等については運営委員会で協議のうえ提出するという事でご了承いただきました。</p> <p>1月21日の運営委員会において協議を行い、別冊資料4の1ページのとおり、1月22日に市長部局に提出したところでございます。</p>
議 長	<p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時40分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
事 務 局	<p>・令和5年度第11回総会（月例）開催日時は、 2月28日（水）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>・令和5年農業委員会県内現地視察研修日時は、 2月2日（金）本庁：午前9時10分集合 ふれあいスポーツランド：午前9時30分集合 行先：株式会社加世田万世 他 以上です。</p>
事 務 局	<p>農地法第32条に基づく利用意向調査についての資料をご覧ください</p> <p>1 利用意向調査対象農地 令和5年8月31日現在鹿児島市全体で4,436筆2,958,554㎡の遊休農地が、鹿児島市にあるということで把握しております。こちらの方は、遊休農地解消の実態ということで、見ていただかないといけないのですが、それを実施するにあたって、</p> <p>2 農地パトロールの実施 利用意向調査をするために、まず農地パトロールを実施していただきます。法第32条に基づく利用意向調査（調査書の郵送）を実施するにあたり、農業委員及農地利用最適化推進委員の方々に、遊休農地の実態把握を実施していただきます。遊休農地を見に行ってくださいまして、そこがどういう状況なのか、写真撮影をしていただいて、遊休農地であるかどうか、営農再開をされていないか見ていただきます。このリストにある把握している土地が、平成22年の委託によって調査したデータで集計しているものですから、その後どういう状況になって</p>

	<p>いるかを今後把握して、意向調査を実施する予定です。</p> <p>なお、この実態把握につきましては、農業委員会の毎月の目標としている10日以上の活動の一部としてカウントができますので、活動記録などにも記載していただきたいと思います。</p> <p>3 実施件数</p> <p>1月当たり5筆の遊休農地の実態調査を実施いただきたいと思います。まず、2月に2件で開始する予定です。対象の農地は、毎月の地区推進協議会でお知らせします。その時に、遊休農地の判断基準例ということで、お示ししております。</p> <p>① 遊休農地 遊休農地として判断するものは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用されておらず、荒廃度が低度（トラクター等で耕起すればすぐ利用可能）・一年生の雑草繁茂、多年生雑草繁茂の状態</li> <li>・1m未満の低木が数本程度存在するもの</li> </ul> <p>こちらの方に際しましては、遊休農地として判断していきます。</p> <p>② 荒廃農地 荒廃農地として判断するものは、非農地判断の農地として移行していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用されておらず、荒廃度が重度（重機を使用しなければ到底復旧できないまたは農地としての利用価値がない）利用価値がないがというのは、周りの状況で、周りがほとんど原野化していて、そこ1つだけ耕起して再生しようとしても、利用価値が見出せないものに関しては、荒廃農地として移行していく形になります。</li> <li>・林野化しており農地に復元するのがかなり困難なもの 重機を使わざるをえないもの、1mを超えるような雑木が密集しているような所に関しては、非農地判断の対象に移行していくべきものと思っております。写真撮影をしていただいて、内容については、地区推進協議会等で、3名以上の農業委員、推進委員の方で判断をしていただく形になります。</li> </ul> <p>これをやっていただきまして、遊休農地の解消、遊休農地からの削除を実施していきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前10時50分）</p>

